

第2回 浜松市営墓園・墓地のあり方を検討する有識者会議会議録

1 開催日時 2026年2月13日（金）午後2時00分から午後4時00分まで

2 開催場所 浜松市役所本館8階 802会議室

3 出席状況 委員

委員 西田 かほる

委員 横田 睦

委員 井上 治代 （オンライン）

委員 中村 公彦

委員 村木 則予

オブザーバー

保健所生活衛生課長 落合 公信

事務局職員（市民部市民生活課）

市民部部長 水谷 供子

市民部次長兼市民生活課課長 藤田 裕

市民生活課課長補佐 松本 文哉

管理調整グループ長 中川 政行

管理調整グループ 服部 美香

青山 将丈

松本 夏音

4 傍聴者 2人

5 会議録作成者 市民生活課管理調整グループ 松本

6 記録の方法 全部記録
録音の有無 有（会議録作成後に廃棄済）

7 会議記録

委員、他の発言は次のとおり

（事務局）開会挨拶

（座長）まず(1)「今後の進め方、前回の振り返り」について、事務局から説明をお願いします。

（事務局）資料説明

（座長）前回の振り返り、またこの会議における一般墓、合葬墓、合祀墓という用語の

定義、樹木葬の形態等について説明していただきました。質疑やご意見があればお願いします。

(意見なし)

(座長) 特によろしいでしょうか。特にないようなので次に進みます。それでは、(2)「市営墓園・墓地の必要性・役割について」事務局から説明をお願いします。

(事務局) 資料説明

(座長) ありがとうございます。事務局から、市民ニーズ、国の精度・法令の位置づけ等が説明としてありました。このことについて何かご意見があればお願いいたします。

(中村委員) 特に異論はありません。公営の墓地は、誰もが利用可能であることや、永続的であることが大切であると思っています。

(座長) ありがとうございます。それでは、(3)「需要分析を踏まえた市営墓園・墓地の供給数の検討」①総論部分について説明をお願いします。

(事務局) 資料説明

(座長) ありがとうございます。事務局から基本数として一般墓が約 3000、合葬・合祀墓が約 6700、合計 1 万の埋葬先の不足が見込まれること、活用可能な土地は三方原墓園と船明墓地であり、アンケートの結果から三方原墓園 8 割、船明墓地 2 割で整備をしていくこと等が説明としてありました。この点について何か質問やご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

(座長) 特によろしいでしょうか。そうしましたら次に進みます。②一般墓について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) 資料説明

(座長) ありがとうございます。一般墓についてご説明をいただきました。墓じまいの促進などによって供給数を増やした上で約 1900 の一般墓を整備していくこと、また一般墓の運用として今後は全ての区画を 10 年間の期限を設定して、更新を無制

限とすること、現状より小さい区画で整備していくことという説明がありました。この10年間の期間設定を含め、何かご意見ありましたらお願いいたします。

(中村委員) 12 ページの上段について、必要数が1890区画で、三方原墓園と船明墓地をそれぞれ整備し、15年経つと計算上は、これらすべてが貸付がされるということでした。その後は、再貸付や期限付きのものが返ってくることは考えていると思いますが、その数字が、その後の一般の需要を考えるとどうなのかと感じました。この点について、墓地需要実態調査業務報告書38、39ページ、問17「お墓を取得する場合どのタイプの墓等を最も希望しますか」の資料を見て面白いと感じました。この結果では、約3割の人が和風の従来型を選択しています。右側に年齢別があり、70歳以上の人は43%が従来型を希望し、年齢が下がるにつれてその割合も下がっていますが、30代や20代になると、また和風が増えています。このことを考えると、先ほどの継続性について、整備を段階的に行い、余剰地も段階的に処分をしていく等、ある程度余白をつくり様子を見ながら進めていくべきだと思います。

今回、15年というスパンでの整備計画で、非常に論理的にきちんと数を出していると思います。また、5年のサイクルで見直していくという説明があり、その通りに進めていくことで柔軟に対応もできると思います。

(村木委員) 今の意見と関連していることですが、整備計画の数字自体が仮説を積み重ねているため、実行しなければわからない部分はかなりあると思います。そういう意味では、今おっしゃっていただいたように、5年目で状況を確認し、計画通りかどうかを確認・見直しをすることが大切だと思います。

そのため、アンケート調査をすることも大切ですが、状況の確認、計画と実績の照らし合わせによって方向性を検討するというタイミングを5年後にするのが良いと思います。もちろん15年という大きなスパンでの計画もあった方が、方向性が明確になり良いと思います。かなり綿密に作られた仮説のため、実際の状況に合わせて見直すことを計画に織り込んで欲しいです。

(座長) その点について事務局から何かありますでしょうか。

(事務局) 7 ページでもありましたが、5年ごとのPDCAサイクルで、見込と実績とを比較し、傾向を見ながら進めていくことは当然のことだと考えています。また、船明墓地の方向性としては、一部のみを整備して、その他は何らかの形で使えるよう考えていきますが、この15年以降の計画についても考えていかなければならないと思います。三方原墓園については、噴水のところ、日本庭園について意見もあったと思います。許認可の保健所とも相談しながら進めていくと思います。

(横田委員) 表の見方について質問です。例えば12 ページ③の合葬墓合祀墓について、

需要見込みがそれぞれ 4060、2370、6540、3640、1 万 600 と数字が書かれていますが、何年間にわたっての総計推定でしょうか。それとも単年度での数字でしょうか。どこかで説明があるのであれば教えてください。

(座長) これから③について入っていきますが、そちらで説明がありますでしょうか。

(横田委員) ここでは、市営墓地の再整備計画について議論されていると思います。例えば、4 ページでは国の制度について書かれていますが、国では墓地については、墓埋法第 10 条で許可を受けなければならないとしか述べていないのであって、ここにある墓地経営管理等の指針については、掲示されていません。あくまでも技術的助言で、アドバイスとして述べるということです。平成 23 年以降の第 2 次地方分権において、各々行政、地方公共団体の現状により行うもので、厚生労働省としては基本的には地方公共団体がやるべきとしています。4 ページにあるように、これにより難しい場合があっても、宗教法人又は公益法人に限られるということです。実際、厚生労働省の衛生行政報告例では、毎年墓地の数が報告されています。報告を見ると、日本全国では 86 万ヶ所の墓地があり、公営墓地が約 3 万ヶ所、宗教墓地が約 6 万ヶ所、公益法人が 700～800 ヶ所、個人墓地が約 60 万ヶ所、共同墓地が約 5～6 万ヶ所となっています。市民アンケートでは、「希望する墓地が市営墓地かその他か」の設問があり、この衛生行政報告例の結果を考えると、市営墓地内で全ての需要を賄い切れるのかという疑問があります。この後説明があるのであれば、それを踏まえての議論になると思いますが、提供し続けることができないという場合には、民営墓地やお寺の境内墓地、公益法人の墓地等の状況と、市営墓地の提供の状況と見合わせながら、市営墓地以外の墓地の適切な許可のあり方をも考える総合計画が必要なのではないかと思います。

また、ここでの行政の位置づけとしては、社会資本の供給で教科書ではよく語られていることで、どの社会資本形態でも同じような形をとっているものですが、ボトムアップから始まって、セーフティネットに移行するということです。要するに、昭和 40 年頃はボトムアップで公営墓地を提供し、近時ではそれが居続けられなくなってきています。そうすると、セーフティネットに移行し、お骨をどうにかすることができない、どうしても困った人に対しての受け皿を行政が用意することになります。民間が積極的に行わない点を行政が担うというある種のすみ分け、役割分担になってきます。例えば公営住宅もその一例です。当初公営住宅は、4 階建て 5 階建てで世帯ごとに間仕切りがあり、独立した世帯を確保できるというところから始まっていますが、今は年収制限等を設けて、セーフティネット的な住宅供給の位置づけに移り変わっていると思います。

それと同じことが墓園におきており、将来像について考える際に、民営のことについて除くべきではないと思います。ここでは、アンケートで市営墓地を希望すると答えた 53%の方を対象にした議論ばかりが進んでいます。短期的中期的には浜

松市はそれは受け入れられることは、可能であると思いますが、長期に渡ったときに、その受け入れ体制が維持し続けられるかどうかは、やはり民営状況なども鑑みながら、総合的に考える必要があるのではないかと思います。

(事務局) 今の横田委員からご意見いただいた点について、アンケートの 53%の市営墓地を希望する市民のために市営墓地を将来的にどうしていくかということを中心にご説明してきましたが、民営の墓地や宗教墓地等を市営墓地の方へ持っていきたいという意図があるわけではありません。あるがままな形で今需要としてある 53%の方、また事実として市営墓地へ改葬して新しく入ってこられる方について、これによるところしか、数字的なものはないため、皆さんがおっしゃられたように仮の数字ではありますが、これを中心に市営墓地について実際考えているところになっています。ただ、やはり将来的な話については、御意見いただいたように、15 年間だけに限って考えることはやはり乱暴なお話になると思うため、その点について少し幅を持たせて進めていきたいです。

(井上委員) 今の件について、横田委員がおっしゃったことは非常に重要な内容だと思います。ただ、今、社会が過渡期的な状況で、新しい合葬墓等が出てきている段階で、また浜松市はこれからの計画を考えている段階で、先の需要や民間霊園との関わりまでは正確に予測することは難しいと思います。5 年後にこれから計画するものがどのように変化し、浜松市の人たちの意識がどのように変化していくのかを見た段階で、横田委員がおっしゃったような状況が見えてくるのではないかと思います。

(座長) では今の議論も含め、③合葬墓・合祀墓について、進めさせていただきます。事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) 資料説明

(座長) ありがとうございます。合葬墓・合祀墓について、墓じまいが増えることや有期限化の影響で約 2 万 1000 の合祀墓が必要になること、三方原墓園と船明墓地の 2 ヶ所に整備することが説明をされましたが、この点についていかがでしょうか。

(横田委員) 墓じまいの促進で返還増分 1180 区画に対応する分 2950 体とありますが、これはどのような考えでしょうか。

(事務局) 13 ページ、墓じまいの促進の需要に応えるというところで、1180 区画返ってきたものに対して、改葬許可の実績における一区画あたり平均の埋蔵個数 2.5 体に乗じて 2950 体という計算です。

(横田委員) 改葬が想定されるのが 1180 区画で、一つのお墓に 2、3 体埋蔵されていると仮定すると、墓じまいを促進させた結果出てくる遺骨が約 3000 体だと想定されているということでしょうか。

(事務局) はい。その行き先の合祀墓を整備しなければならないということです。

(横田委員) 12 ページの新規整備分については、このような書き方で大丈夫でしょうか。需要を満たすためには、1890 区画分の整備が必要だとありますが、その実現可能性はあるのでしょうか。要するに、お墓は整備が可能かどうか、あるいは整備に応じてくれるかどうか、相手方がいての話だと思うので、浜松市が整備が必要と考えたとしても、1890 区画分、整備に応じてもらうことができるというエビデンスがあるのかお聞きしたいです。

(事務局) 返還数を見込んでも、足りない分が 1890 区画なため、それを新たに整備しなければいけないということです。

(横田委員) 12 ページに、アンケートなどによって出た需要を満たすには 1890 区画の整備が必要であると書いてあります。欲しい人に対して、ニーズを充足させる数字として、浜松市は 1890 区画の整備をしなくてはならないですが、整備ということは、今は手付かずの土地を開発すれば 1890 区画は提供可能と理解してよろしいですか。

(事務局) はい。その土地で 1890 区画作りたいと考えています。

(横田委員) 再貸付は想定してないということでしょうか。

(事務局) 返ってきた遺骨をどこに入れるかというところで行き先として合祀墓が欲しくなるという考え方です。再貸付も 2660 区画行い、有期限化すると貸した分も将来返還されますので、その分の行先である合祀墓を作らなければならないという考え方です。

(横田委員) 再貸付で受け入れることができるのが 6650 体でということではなく、その再貸付をするために出て行ってもらう人たちが、2660 区画ありその遺骨が 6650 体であるので、その分の合祀墓の需要としてカウントしているということなのでしょうか。

(事務局) 少し違うのですが、再貸付を行った分に関しても、有期限化し将来返還され

るため、その行き先として合祀墓を用意してあげないといけないという考えです。

(横田委員) 11 ページにあるように一般墓を原則 10 年の有期限にしているの、そこから発生する 6650 体を最終的には合葬式に、循環型として循環させるために、最終的な着地点として、合葬墓に収蔵されるということ、再貸付分というものは期限付き墓所の話のことでしょうか。

(事務局) ②新規貸付の有期限化に伴う将来の改葬先として、新規貸付分と再貸付分を積算として分けさせていただいたということです。

(横田委員) 新規貸付の有期限化に合葬は必要なのでしょうか。

(事務局) 11 ページの下段、太枠で囲んでいる部分にあるように、一つ目が 10 年間の有期限化とすること、二つ目が期間経過後は特段の希望がなければ合祀墓への改葬とする、新しく貸すものに関しては一応受け皿として合祀墓を整備するということと考えています。

(横田委員) この記述についても非常に疑問を感じます。更新をすることを認めるということですが、どれくらいの方が更新を希望し、どれくらいの方がお墓を返還するのかは、全く先の読めない話であると思います。先ほど井上委員もおっしゃった通り、10 年がすぎて何割が更新するのかは実際にやらなければわかりません。私は、多くの期限付き墓所を見てきましたがほとんどが期限付きを廃止しています。理由としては、有期限化しても良い変化になっていないケースが多いからです。有期限化を導入した市町村が、なぜ有期限がうまくいかなかったのかなどについては、担当者の変更等あるため、質問して必ずしも答えてくださるかどうかがわかりませんが、前例が全くないことではないです。そのため、今後浜松市が有期限化で更新を認めるということについては大丈夫なのかという疑問は、感じています。

(座長) ありがとうございます。今までの事例等検討していただくこと、また数字について、今後わかりやすい形でお示しいただければというところで、よろしいでしょうか。

(井上委員) 今の時点で多くの事例はないですし、私が定点観測をしている霊園がありますが、年々状況は変わってきています。今までは、一般墓は継承制をとるところが多かったですが、新しい行き先として同じ霊園内に合葬墓ができると、そちらへの納骨が多くなっています。そのため、過去の事例の数字はあるとは思いますが、場所によっても違うため、今は予測の段階で進めるしかないのではないかと思います。その予測が合っていたかどうかについても、毎年確認し、3 年から 5 年で見直

すということであれば、今の時点で正確なものが出せないのではないかと思います。他の地域の事例があっても浜松市が同じかどうかはわからないこともあるため、ひとまずは、ある程度の段階で進め、さらに注視しながら今後どうするべきかを考えなければ、読み切れないところがあると思います。

(事務局) 13 ページの上段に出ている 4730 体という数字は、1890 区画の新しいお墓を整備し、それが全て売れ、10 年経って全て返還されたとする最大の数字を載せています。なぜかという、合祀墓はコンクリート構造物のように作るとすると、後からの増設ができないためです。ただ、構造物を作れば 40 年ぐらいいはもつもので、浜松市はそれを長寿命化ということで 70、80 年もたせるというようなことの方針の中で動いており、かなり余分に見ているというところではありますが、最大で見込んでの数字になっています。そのため、横田委員がおっしゃったように更新をする人も当然いると考えているため、これ以下の数字にはなると思います。また井上委員がおっしゃったように、合祀ができると、そちらへの需要がどんどん促進されていくという動きも全く読めない中でのもののため、最大の数が 2 万 980 であり、15 年でこの数字になるものではないということです。

(村木委員) 今、市営墓地に入っている方をどうするかという議論をしていると思いますが、市民の視点で見た意見を述べたいです。前にも申し上げた通り、私の家のお墓は市営墓地ではなく、田んぼの端にあります。それ以外にも、寺院のお墓もあり、そういう人たちも墓じまいを考える際に、市営墓地も検討すると思いますが、それが考慮されていないと感じます。そのような人が多くはないかもしれませんが、そこを排除するわけではないということでもよろしいでしょうか。

(横田委員) 今、非常に貴重な意見をいただきました。アンケートでも、市営墓地とその他で希望する人は半分半分です。また、私が先ほど申し上げた通り、日本の墓地のキャパシティで見たときに、圧倒的なウエイト占めるものは個人墓地や共同墓地です。例えば横浜市では、新しく墓地を許可する際には、管理事務所やトイレ等を作ることと合わせて、墓地の計画上、長期的に見た場合に必要とされる施設として、合葬墓合祀墓を作ることとを許可条例の中にうたっており、非常に斬新的だと思います。要するに、民営で承継できないものが生じた場合には、浜松市がそれも全て受け入れるセーフティネット的な考え方です。今、事務局のお話あったように、R Cで作るために増設が難しいということであれば、行政裁量権で、民営墓地を許可する際に、墓域を拡張させないために、合葬墓を作ることとを市の側が促すことも必要だと思います。そういう意味でも、全てを市が受け入れるというのもなかなか難しい話だと思うので、民営墓地の今後のそのあり方、拡張の許可の申請が来た際の対応など、目配せが必要だと感じました。

(オブザーバー) 許認可部局です。横田委員のお話がありましたが、本市の状況についてご説明させていただきます。今、横浜市の例が挙げりましたが、浜松市では例えば合葬墓や合祀墓について、新規の許可の際に設けなければいけない施設ということを条例に規定しておりません。ただし、認めることが難しい条件にはなりますが、例えば現状で、合祀墓を持っておらず本来区域を拡張して変更する場合には、変更許可の要件になりますが、区域が拡張したとしても、合祀墓については、ないのであれば作ることは致し方がない、必要な施設という認識で要領も定めております。

(横田委員) 今のご説明について一点お聞きしたいことがあります。まず、ご存知だと思いますが、墓地埋葬等に関する法律の第 10 条第 1 項では、墓地を経営する時は許可を受けなくてはならない、第 2 項では、墓域の変更がある場合には許可が必要である、という書き方がされています。その合葬墓や合祀墓は、浜松市では墳墓として考えているのでしょうか。納骨堂として考えているのでしょうか。

(オブザーバー) 様々なタイプがあると考えています。

(横田委員) 墳墓とする場合と納骨堂とする場合の違いは何か定義されていますか。

(オブザーバー) 特段定義をしておりません。

(横田委員) それでは墓域の変更が生じない形で、その墓域内に合祀墓や合葬墓を作ること、例えば許可の窓口が、墳墓として認めた場所に改葬するなどして、既存の墓域を広げないよう墓じまいを進めるということであれば、特段の許可の必要はないのですか。

(オブザーバー) その場合は、変更届けです。区域を拡張、縮小についても区域を変える場合については変更許可扱いになります。

(横田委員) わかりました。ありがとうございます。

(座長) そうしましたら次に、横田委員と井上委員から事例紹介をお願いしたいと思います。横田委員からは、資料④をいただいております。ご説明をお願いいたします。

(横田委員) 同じような形のもので、さいたま市の思い出の里と相模原市の合葬式墓を並べさせていただきました。ただどちらも墳墓という取り扱いにしています。これだけ大きな構築物も墳墓ということです。

資料の 1 ページ目は外観です。共同参拝の形式をとっています。2 ページ目下段

を見ていただくと、こちらが収蔵棚で保管がおそらく 20 年間です。スライド式の納骨棚となっており、なるべく多く収められるようになっています。収容個数については調べられていませんが、この場所で 20 年間預かった後に、その上にある合祀場所に移動します。2 ページ目の上の写真の手摺を下に降りると、5 ページ目の下の写真にある合葬室につながります。運用としては、20 年ごとに合葬をしていくため、骨を全て混ぜるということは基本的に行いません。全て骨壺から袋に移し替えて誰の遺骨なのかは、管理台帳又はパソコンの OS 上で、追跡ができるようには必ずしています。例えば、令和 8 年に利用を開始したとすると、20 年後の令和 28 年には、大きな袋の中に全部移し替えて、先ほど申し上げた合葬式墓所の手摺を降りて、5 ページ目の合葬室に積み上げていくという形です。

3 ページ目の峰山霊園も、同じような形になっています。手を合わせる場所は、手前の宗教色は除く形の丸い玉の前で花も飾られています。4 ページ目の下の写真が埋蔵室の入り口です。こちらは、入口が全く関係ないところにあるように見えますが、3 ページ目の施設の裏側にあるお骨を出し入れする場所は、基本遺骨を託した遺族にはお見せしないためです。預かってお引き取りいただく形になっています。お骨を預かった職員がドアを開けて下に降りていくと、5 ページ目の収蔵棚があり、20 年間管理した後、地下の合葬室に移される形です。相模原市でも、合祀という形式をとっていますが、お骨を本当に混ぜてしまうようなりカバリーの利かない形は、採用していません。必ず袋で保管し、返してほしいという希望には対応できるようにしています。簡単に返すことができる形にしまうと、一度大きな袋で積み上げていった中から探し出すことは手間のかかる話になるため、パンフレットなどでは遺骨は返還しません、という書き方はしています。

同じスタイルのもので、東京都の小平霊園の中の合葬式埋蔵施設があります。こちらは、遺族がどうしても返してほしい、返さないと裁判を起こすという場合には、東京都は、パンフレットでは遺骨の返還は前提としていませんが、返さざるを得ません。それは、資料にもありますが、判決で遺骨の所有権自体は、失われていないからです。所有権は時効取得で 20 年とありますが、例えば浜松市が同類の施設を運営するのであれば、20 年経過したときに、一つ一つの遺骨について裁判所で所有権の申し立てをし、裁判所がそれを認めなければ実質的に所有権の移動は起こりません。20 年過ぎようが 40 年過ぎようが、裁判所の申し立てをして裁判所でその所有権の移動が認められない限り、所有権は遺族、もしくは祭祀主宰者です。ここで注意しておいていただきたいのは、例えば私の家庭で言うと、妹、息子が 2 人おり、私の母の遺骨について私はいいいと言っても、妹や息子達が返してほしいと申し立てた場合、対応せざるを得ないということです。これは裁判所で出ている判例です。つまり、遺骨の返還は前提としないと説明しましたが、言われたら遺骨は返還できるようにしています。特に東京都では、無縁改葬した遺骨についても、遺骨の返還の申し立てがあった場合には、返還しています。気軽に返して欲しいと言われないうために、パンフレットでは返還しないことを謳うことと、実際に返せなくしてしま

うことには、大きな断裂があるということだけはご理解いただきたいです。

(座長) ありがとうございます。今説明してくださったものは 20 年経つと、そのまま強制的に全て移されるのでしょうか。

(横田委員) はい。20 年経つと柵から取り出し、地下の合祀室へ移されます。後で返してほしいと言われたときには、わかりやすいように墓地の管理台帳の中では、名前や通し番号等で管理しています。ただ、相模原市もさいたま市の場合も、確かにパンフレットには、原則お骨をお返しすることはありませんということはどうたっています。

(座長) 20 年経つと移されるということを初めに契約をされているのでしょうか。

(横田委員) 使用許可するときにはそれを条件にしています。20 年を更新するということは受け付けていなかったと思います。来拝者からすると、一つの施設の中で、上の柵に収めてあったお骨が、下の合葬室に移るだけのため、心理的に移動してしまったというような負担がないです。これが期限付きの墓所の場合、移動の心理的負担が大きく、延長するというモチベーションが働くと思います。

またもう 1 点、期限付き墓所から合葬室に動かす場合には改葬許可が必要です。ただ、今紹介したような合葬の施設で、上が骨壺で管理しているフロア、その下が合祀のフロアであると移動させても改葬許可が必要ないというメリットもあります。

(座長) ありがとうございます。では、続いて井上委員の資料のご説明をお願いします。資料⑤になります。

(井上委員) まず墓地の企画で重要なこととして、三点あります。現在の墓地問題に対応すること、少し先の社会を視野に入れること、公立の墓地であれば、公共性、平等性、福祉の視点が必要であることです。この点を、頭に入れながら考えました。まず継承制をとらないお墓が非常に大事だと思います。そして寺院は、このようなお墓を出した場合に、「永代供養墓」という言い方をしています。当初、継承制をとらないお墓は寺院の「永代供養墓」から始まったこと、さらに「永代供養」という言葉が一般化していたため、皆跡継ぎを必要としないお墓をみな「永代供養墓」という人が多いです。しかし、公的機関は供養という言葉を使えないため、合葬式墓地、合葬墓と言っています。その他、合祀墓、樹木葬も納骨堂の一部も跡継ぎを必要としない継承制を取らないものですが、私が関係している認定 N P O 法人エンディングセンターは、行政と同様に、宗教と政治に絡んではいけない団体です。これは徹底的に調べられており、合祀の「祀」という言葉は使えません。」合わせて

祀（まつ）る（合祀）ではなく、合わせて葬る（合葬）を使っています。合葬式墓地の中には、初めは個別区画で最後に合葬されるものと、初めから合葬するものがあるという考え方です。

2 ページをご覧ください。三方原墓園の噴水の場所について、私がイメージしたものは横浜市です。横浜市は、樹木型墓地や継承を必要としないお墓等、日本で一番に新しい形を出しており、かなり遅れて東京が2 番という状況です。横浜市のものが良い理由は、資料のとおり周囲に洋型の墓地があるからです。三方原墓園も洋型の芝生墓地のシンボルとして噴水がありました。そのような場所には、どこから見ても正面に見えるような丸形のシンボルを設置し、どこから見ても木がある形が良いのではないかと思います。また、横浜市のもは、エンディングセンターの EN21 を参考にしており、初めは EN21 と同様に木の根元等に骨壺を埋める形でした。しかし、それであると多くのお骨を入れることができないという課題が生まれ、次に合葬式の慰霊碑型を作り、納骨スペースを壇上に取り、お骨を多く受け入れられる形にしました。このように、一つの地域、一つの霊園でも、形は変化しているため、最初は希望者が少ないお墓であっても、急に希望者が増えることもあります。

3 ページ上段をご覧ください。こちらがエンディングセンターの桜葬墓地です。ひょうたん型のエリアの真ん中に3本の桜があり、この下に皆さんが眠っています。3 ページ下段をご覧ください。左側の写真は、今ご説明したひょうたん型部分の位置管理図で、250 区画に全て入れることができます。右側の写真を見ていただくと、X30 と縁石にありますが、同様に対応するYの数字と紐で結ぶと、ピンポイントでその方の眠っている場所がわかる仕組みになっています。しかし銘板は個別に立たず、共同の銘板です。個別ではないため、「あのへん」といった形で埋葬場所がわかる「半匿名」になっております。

4 ページ目上段をご覧ください。こちらは日本庭園で、右上の写真はエンディングセンターの桜葬墓地です。一般墓があり、その上に雑木林があります。写真を見ていただいた通り、三方原墓園と似て、洋形・和形があり、樹木もあります。また、こちらではなだらかな傾斜を利用したお墓を作っています。左下の写真は大阪府高槻市の桜葬墓地です。小さな石碑が並んでおり、例えばありがとうなど短い言葉を掘ることができます。4 ページ下段をご覧ください。こちら桜葬墓地のバリエーションの1 つです。このように、不要な木を伐採して納骨スペースを確保し、その下は左側の写真のような図面になっています。そして、右下の写真のように、銘板に埋葬順に名前を載せています。

5 ページ上段をご覧ください。こちらはスウェーデンのミンネスルンドという墓地です。先ほどのエンディングセンターの桜葬と同じように、区画が整備されお墓の場所を特定するための番号があります。近くには銅板があり、埋葬されている区画がわかる表記がされていますが、埋葬されている場所がピンポイントでわかるものではなく半匿名性になっています。

下段をご覧ください。私が先ほどお伝えしたように、エンディングセンターはN

PO法人なので、合祀墓という言葉は使えません。こちらは、初めから合葬するタイプのもので、右側の写真を見ると、一番上に小鳥が水を啄む場所があり、そこから水が下まで流れて行くようになっています。横の石は銘板で小さく名前が入ります。この下に大きな遺骨を入れるスペースがあり 300 体入ります。左の上の写真を見ていただくと、桜の木の下にあることが分かります。またその下の写真も、初めから合葬するもので、モニュメントの後ろからお骨が入れられる仕組みになっています。先ほど横田委員から一例が出ましたように、天然の布に入れて納骨するという形です。

6 ページをご覧ください。身寄りのない人に対し、生前の契約によってエンディングセンターが代わりに埋葬儀式をしている様子です。下段をご覧ください。高槻市営の合葬式墓地で、左上の写真が地上の部分で銘板が立っています。右側の写真は、先ほど横田委員から説明があったような納骨室があり、10 年あるいは 20 年で合葬するというような料金体系で、更新することもできます。ただし契約時からの期間になるので、例えば 20 年たっても利用することがない場合は、さらに更新する必要があります。

7 ページをご覧ください。高槻市の合葬式墓地の使用資格です。赤字で、高槻市公営墓地の墓所を返還することと同時に合葬式墓地の申し込みをされ、公園墓地に埋葬されていた焼骨を所有している人という項目があります。今までの高槻市営の公園墓地を返還する際に、同時に合葬式に移ることができる仕組みです。

下段はまとめです。①は現在の墓地問題に対応する墓ということで、継承制を取らないお墓を作ることです。②は少し先の社会を視野に入れるということです。循環型システムの導入をしなければならないと会議の中でも多く出てきましたが、循環されず使われない場所があると、使える墓地が無くなっていきます。そうならないために、また改葬先の受け皿として循環型を強く訴えていくべきだと思います。三方原墓園の場合は、まず樹木を整備して、先ほど見ていただいたような、大きなものではなく小規模の簡単にできる形のものから出していくべきだと思います。例えば横浜市のメモリアルグリーンの事例のように、需要は変化するものであるため、需要に対応して地下施設をつくるなど、随時兆候を見て対応していくべきだと思います。③は公立の墓地であり、公共性・福祉的な視点が必要ということです。孤独死した人や生活保護者などは、葬儀代金は出すことができるが、お墓の費用を出すことができないという人がいると思います。そのような観点から、人を選ばずにどんな人でも入ることができるお墓を設けるべきだと思います。以上です。

(座長) ありがとうございます。事務局の方から何かありますでしょうか。

(事務局) 非常にイメージがしやすいご説明をありがとうございました。横田委員の御説明にあった地下の施設は普段簡単に入ることができるものではないため、どのようなものなのか非常に分かりやすく理解できました。井上委員からは、主に樹木型

墓地の関係で三方原墓園へのご提案も含めて説明いただきました。樹木葬や、地下の施設など様々な形があることが興味深く、またお骨の位置の特定方法が非常に勉強になりました。いずれにしても、横田委員からお話があったように、役所であるため、訴訟に耐えられるような法的な部分の整理をきちんとしながら、整備の計画段階でイメージを膨らませていきたいです。ありがとうございました。

(座長) ありがとうございました。では議事を進めさせていただきたいと思います。(5)
「持続可能な墓地経営に向けた取り組みについて」、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) 資料説明

(座長) ありがとうございました。事務局の方から、地価を勘案した料金設定に見直すこと、管理料を全利用者から徴収すること、また無縁墓対策に取り組んでいくことを説明いただきました。この点について、皆様の方からご意見お願いいたします。

(村木委員) 管理料を5年に1回から毎年払いに変更する理由を教えてください。

(事務局) 5年に1回であると、忘れてしまう人や、5年以内に代替わりしてしまうこともかなり発生しているためです。また、5年に1回であると、金額もまとまった額になるため、毎年徴収する形を検討しています。

(村木委員) 徴収方法を工夫すれば5年に1回でも問題がないのではないのでしょうか。また、5年に1回か毎年か、選択式にすることも一つの案だと思います。

(井上委員) 全国を知っているわけではありませんが、私の把握している場所では多くが、毎年徴収しており、5年に1回はあまり聞いたことがないです。受益者負担を考えたときに、現在管理料を払っていない人もおり、管理料を徴収することは当然であると思います。実際にエンディングセンターでも、会費等集めておりますが、高齢の方は電話がつながらないことや、施設に入ってしまうことがあり、自動式でないと難しいと感じます。そのため、毎年とすることは良いと思いますが、どのようにして確実に払ってもらうかを考えていくべきだと思います。

(横田委員) 私も地方公共団体を全て知っているわけではありませんが、墓じまいに苦戦している地方公共団体は少なくないです。大きな要因は明確で、墓じまいに約30万から50万のまとまったお金がかかるからです。資料では、低所得者の墓石撤去支援とありますが、住民税非課税世帯など低所得者をどの範囲で考えているのでしょうか。日本の世帯年収の中央値は約500万で、500万の世帯からすると墓じまい

に 50 万円を出すのは厳しいと思います。そのように考えると、特に低所得者に区分はされないものの、墓じまいの費用を考えると、管理料を払い続けた方が安上がりだと考える世帯はいると思います。浜松市は現在、5 年間で 1 万 5000 円の管理料であり、年間 3000 円納めていけばよいというところが、墓じまいをするモチベーションに繋がらないと思います。

特殊な例ですが、東京都では 1 平米あたりの管理料が 700 円です。しかし、東京都には 20 平米、30 平米の区画を貸付があり、数が少なくてもそのような人が墓じまいすることで、先ほど検討してきた区画の細分化が非常に効率的に進んでいます。浜松市では 3 平米、4 平米を返還されても、先ほども議論として出たように、区画割りが難しい場合もあると思います。お墓を使わないのでいるのであれば、返してもらいインセンティブをつける意味でも、受益者負担で管理料は徴収すべきです。また、浜松市が各々の墓園にかかる毎年の管理費を計算し、それを各使用者数に割り振ったときに受益者負担になっているかは考えるべきだと思います。一点確認したいですが、今回は話題の中心になっている三方原墓園と船明墓地は都市計画事業の墓園でしょうか。

(事務局) 三方原墓園は都市計画事業で船明墓地は墓地です。

(横田委員) 船明墓地は受益者負担で賄えると思います。市営墓地の管理料が安いことの理由は、都市計画事業の決定を受けると、公共空地として、国土交通省では公園の扱いをするからです。そのため、スポーツや散策、犬の散歩など、公園的に使われる施設であるため、浜松市が管理費用を一般会計からあてがい、足りない分については、一部使用者に負担してもらっている形もあり、必ずしも受益者負担ではないと思います。私の意見としては、管理料を値上げすべきということです。先ほど井上委員からは高齢者世帯などの管理料の徴収が難しいとお話がありましたが、極端なことを言うと、年に 3 万円に設定すると、お金がかさんでいく切迫感が生まれ墓じまいが促進されると思います。

また、低所得者の範囲について確認したいです。低所得者にカテゴライズされない世帯についても、年間世帯収入の中央値が 500 万になっている以上、多くの世帯が経済的に苦しい状態です。市が、お墓の撤去支援をし、墓所が返還されることによって得られる利益を細かく分類し、例えば再貸付をしていけば新しくお墓を整備しなくても済むなどメリットを考えるべきです。墓石撤去の支援には、いずれかの根拠が必要であると思うのでそれを積算する際には、メリットも含めた上で浜松市が墓石の撤去の費用をどこまで支援するのかを考えるべきです。墓じまいの墓石の撤去代の費用負担の案分については、もう少し使用者目線に立って、片付けたいと考える人が片付けられるようにしていくべきです。

(座長) ありがとうございます。管理料の問題、また支援方法についてもう少し検討す

る必要があるということでしょうか。

(横田委員) 管理料が上がると墓じまいの促進につながります。そのため、支援だけでなく、三方原墓園などは指定管理者が自主事業で墓じまいをやると言った際には、快くお願いすべきです。墓じまいや再貸付について、指定管理者や緑地保全、石材店等がＪＶで行うことも良いと思います。要するに、指定管理者制度を導入して、墓じまいを自主事業で積極的におこなってもらい、その分の利益を与えるという方法もあると思います。このあたりの方策については、様々な可能性が検討できると思います。

(事務局) ありがとうございます。低所得者の範囲等含め、具体的に墓じまいの支援を検討していきます。

(座長) (6)「その他」につきましてご説明お願いいたします。

(事務局) 資料説明

(座長) ありがとうございます。広報の充実についての説明がありましたが、この点、または市営墓地に関連することについて、質問あるいはご意見があればお願いします。

(横田委員) 広報の充実の④についてですが、民間事業者との連携が具体的にどのようなものかを知りたいです。浜松市は、市営墓地が公募をかけても使用者が集まらない状態ではないと思います。先ほど来申し上げた通り、アンケートでは半数は市営墓地以外の墓地を希望しており、市民のニーズは膨大なボリュームとしてあるため、民間墓地をどのような許可方針で臨んでいくのかという目配せが必要であると思います。現在では、民営墓地を作ると手を挙げるところも少ないという状況もありますが、民間との連携という意味も含めてこの④を考えることはできないのでしょうか。

(事務局) そもそもの市営墓地の課題として、市営墓地に入りたい人が多い中で、市営墓地の場所さえも知らない人がいるということがあります。そのような意味で、市営墓地の周知を行政だけでなく、民間の力も借りて行っていきたいと考えています。民間を希望している人をこちらに誘導するのではなく、市営墓地を希望しているのに関わらず情報を得られていない人に対して知ってもらう努力をしていきたいです。

(横田委員) アンケートでは市営墓地を希望する割合が 53%とありますが、私が行っ

た 23 の地方公共団体でのアンケートでは、普通墓地の希望率は 7 割がほとんどです。そのため、53%という数字では市営墓地に対するニーズが低めに感じます。事務局の説明では、市営墓地が圧倒的なニーズがあるというニュアンスに感じましたが、アンケートでは、希望する墓地の割合で言うと半分半分で、圧倒的なニーズを感じないです。ただ、この委員会はあくまでも三方原墓園と船明墓地の整備計画について考えることが出発点でもあるため、報告書では、三方原墓園と船明墓地の方向性に注目した形にとどまるべきでないかと思います。なぜこの会議では、三方原墓園と船明墓地について注目しているのかについて何か明確なメッセージがあれば納得感が出ると思いました。

(村木委員) オンライン手続きの拡大の項目があるため、サブスク型の管理料徴収体系をご検討いただきたいです。つまり一回、管理料を銀行引き落としやクレジットカード払いにしたら、次回からも引き続き同じ方法で料金徴収をするというやり方です。

(中村委員) ここには挙がっていない点についてですが、前回の資料の中で、三方原墓園の現在の納骨堂については、残り数年で収蔵数の上限に達する見込みという話がありました。生前登録をしている 1500 人も含めて、残りは約 5 年ということですが、5 年経ち 1500 の生前登録の方全てが入ってくるわけではなく、空きがまだある中で、上限に達する見込みだということです。この空きがある現状と、生前登録の需要をどのようにすべきかについて、考えていく必要があると思います。場合によっては、まだ数年ではいっぱいにならず持つ可能性もありますし、今後新しく整備するものができるまで持つ可能性もあると思います。そのあたりの生前登録や需要など検討の必要があると感じました。

(横田委員) 中村委員から貴重な角度からのご提言いただいたと思います。現状、生前登録の数がかなりあり、まだ若い方も多いと思います。確保しておく必要があるのか、そもそも期限は 5 年でよいのかなど考えるべき問題があると思います。井上委員からもご紹介された横浜市のメモリアルグリーンも、生前申し込みの受け付けをしており、合葬型のものが 1 万 2000 体、プレート型の石板を置く形のものが 3000 ～5000 体、樹木葬が 7000 体、総トータルで 2 万体が収蔵可能でしたが、5 年間で満杯になっていました。要するに私が言いたいことは、墓所を本当に必要とする人はすでにお骨を持っている人ということです。将来心配という理由で申し込んでくる人には、申し訳ないですが、実際に必要になってから心配いただきたくて、まず救いあげべき人は遺骨を持っている人です。横浜市も、生前申し込みを受け付けた結果、5 年で満杯になっていましたが、お墓にはお骨が入っていないものも多くありました。また、先ほど申し上げました小平霊園の合葬埋蔵施設も、生前申し込みを受け付けており 3000 体収まる施設ですが、すでに二つ目を作っています。私

が一つ目の施設を覗きに行くと、お骨は半分ほどしか入っていませんでした。要するに、ここでの問題点は本当に必要とする人のニーズを押しつけてしまうということです。

その他の問題点は、生前に申し込みをしたけれども、実際にそこに収めるかどうかの担保が存在しないということです。先ほど身寄りのない人の話もありましたが、実際に亡くなった後は残された人がそこに収めることになります。私も、小平霊園の担当者の方に、生前申し込みした人に収めてもらうための方策を考えているか聞いたところ、それは自己責任のため東京都は関与しないとのことでした。東京都としては、使用料が入っているため、損がない状態だと思います。

このように、生前登録には課題があるため、浜松市が生前登録のニーズについて検討をする場合には、これらの課題についても考える必要があると思います。まずは地方公共団体として、お骨を持っている人を、社会福祉のセーフティネットとして受け入れることを大前提として、生前登録については慎重に検討しなければ、横浜市や東京都のような状況になるのではと思います。

(座長) ありがとうございます。その点も今後さらに検討をよろしくお願いします。それではこれで本日の議事は終了させていただきます。ありがとうございました。